

1 法第3条第1項の規定による騒音について規制する地域

(1) 市内の別紙図面に緑色，黄緑色，黄色，赤色及び青色で表示する区域

2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼 間	朝 夕	夜 間
第1種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の 午前6時まで
第2種区域	別紙図面に黄緑色及び黄色で表示する区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第3種区域	別紙図面に赤色で表示する区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第4種区域	別紙図面に青色で表示する区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	別紙図面に青色で表示する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

3 特定建設作業騒音告示別表の第1号の規定による区域

(1) 別紙図面に緑色，黄緑色，黄色及び赤色で表示する区域

(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち，学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所，医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの，図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

4 自動車騒音限度省令別表備考の規定による区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区 域	自動車騒音限度省令別表備考の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域	a 区域
別紙図面に黄色で表示する区域	b 区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	c 区域